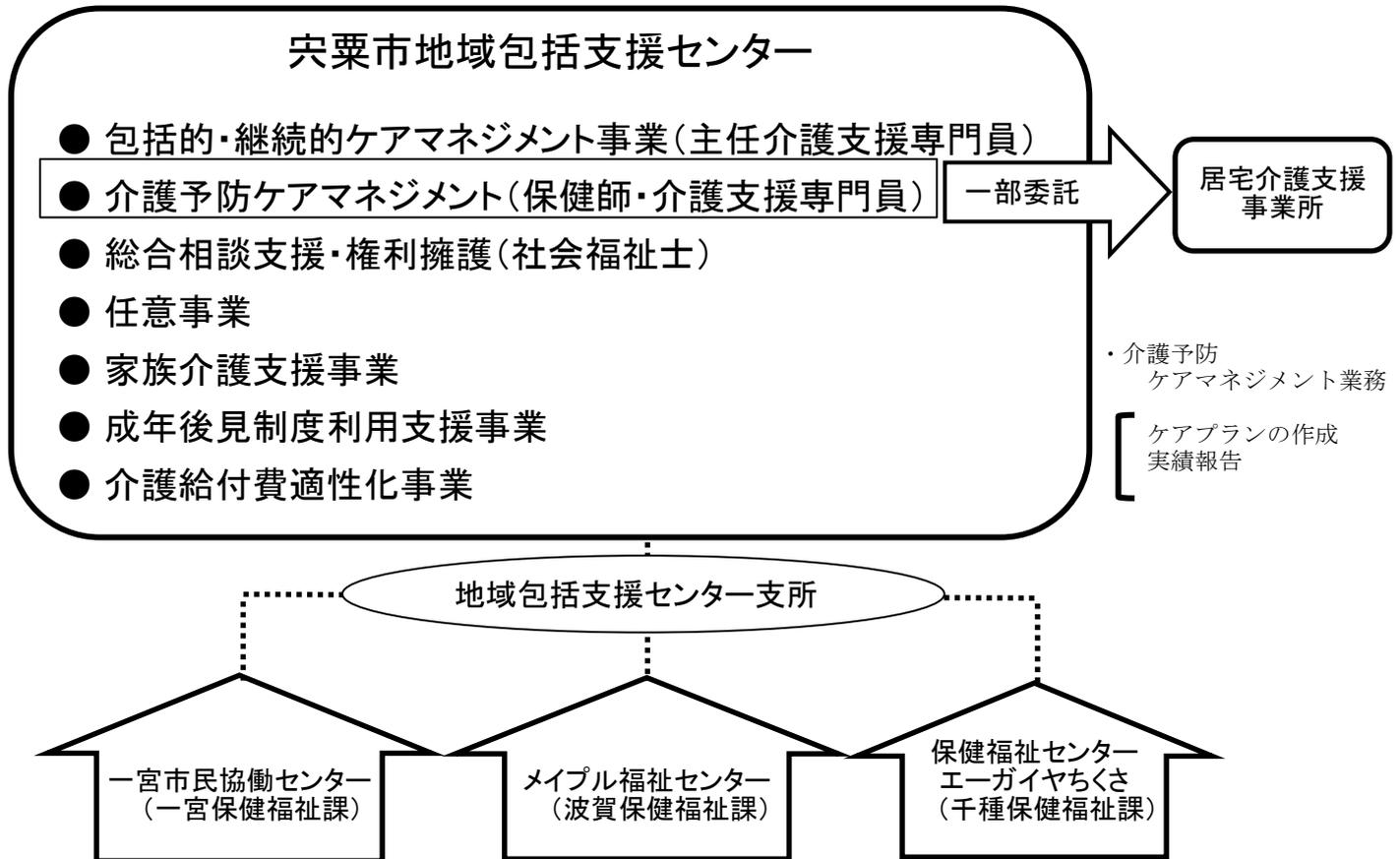


1 地域包括支援センターの設置状況

中核的な役割を担う地域包括支援センターは市直営で1か所設置しています。また、市内全域で地域包括支援センター機能が行き渡ることを目的に、各保健福祉圏域（一宮、波賀、千種）の保健福祉課を地域包括支援センター支所(サブセンター)として位置づけています。



※各支所に保健師1名配置(地域包括支援センター支所業務他を担当)

2 地域包括支援センターの職員の配置

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの機能強化を図るため、平成27年度より「認知症地域支援推進員」と「生活支援コーディネーター」を配置しています。

職 種 (主な業務)	地域包括支援 センター	一宮 保健福祉課	波賀 保健福祉課	千種 保健福祉課
保健師 (介護予防事業・連携会議等)	2 (1名兼務)	1 (兼務)		
社会福祉士 (総合相談・権利擁護等)	3			
主任介護支援専門員 (ケアプラン作成・介護支援専門員支援等)	1 (兼務)		1 (兼務)	1 (兼務)
介護支援専門員 (介護予防ケアマネジメント業務等)	2	2	1	1
認知症地域支援推進員 (認知症相談・施策推進等)	1	1 (兼務)		
生活支援コーディネーター (生活支援サービス基盤の整備・ ネットワークの構築等)	2 (兼務)			
高齢者実態把握員 (高齢者世帯の生活状況の把握等)	2	2	1 (兼務)	1 (兼務)

3 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)

高齢者が身近な場所で気軽に集まり、介護予防活動を実践する通いの場づくりを応援しています。地域で活動している団体に、講師派遣を行い、健康づくり・介護予防に関する30分程度のミニ講座を開き、住民同士のつながりや、通いの場を地域に広める取り組みを行っています。

①いきいきクラブ(高齢者の通いの場づくり)

公民館等を活用して住民が主体的に運営する「通いの場」に、専門職等を派遣し、より効果的な場の運営を支援します。

開催回数: 210回

参加のべ人数: 2,233人

令和6年1月末現在

内 容	開催回数	参加人数
香りで楽しむ自分でできるマッサージ 香りに癒やされながら、心も体もほぐしませんか 【講師】アロマ・リンパセラピスト	12回	111人
自分を見つめ 今をよりよく 自分らしく生きる 自分のために、家族のために考えましょう 【講師】終活カウンセラー	6回	56人
脳トレ&簡単ストレッチ体操 体を動かして楽しく脳トレとストレッチ 【講師】スポーツインストラクター	26回	278人
手話を学ぼう! 手話で歌おう! みんなで楽しく簡単な手話をやってみよう 【講師】手話通訳者	0回	0人
あなたのまちの地域包括支援センター 地域包括支援センターについてわかりやすくお話しします 【講師】社会福祉士	1回	24人
音を楽しんで、笑顔大作戦! 手遊び・音遊びを楽しみましょう 【講師】音楽講師 他	16回	206人
知ろう 学ぼう 消費者トラブル! 宍粟にひそむ悪徳商法を知ろう 【講師】消費生活相談員	7回	79人
エシカル消費って何だろう? ゴミを減らす賢い消費生活をしよう 【講師】消費生活相談員	1回	9人
みんなで集まるって楽しいね! 地域の力、支え合いや人とのつながりは大切です 【講師】生活支援コーディネーター	13回	152人
今日からできる認知症予防 生活の中でできる認知症予防のポイントとコツ 【講師】認知症地域支援推進員他	19回	169人
災害時、何を持って避難する? 備えと支えあいで災害に強い地域づくりを! 【講師】保健師	4回	41人
健康のためには睡眠が大切です あなたの眠りはどうですか 【講師】保健師	12回	139人
元気な体づくりでフレイル予防 【講師】保健師	23回	248人
シニアはメタボよりフレイル予防 【講師】管理栄養士	30回	349人
オーラルフレイル予防 【講師】歯科衛生士	31回	292人
フレイル予防で健康寿命を延ばそう! 【講師】理学療法士	9回	80人

4 認知症支援者育成事業

認知症を理解し、地域で暮らす認知症高齢者やその家族への支援者を増やすことを目的に、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。認知症キャラバン・メイト養成講座を受講したキャラバン・メイトが講師となり、地域や金融機関職員、教職員、学生、ボランティアグループ等を対象に実施しました。また継続的な学びの場として認知症サポーターへのステップアップ講座を開催しています。

①認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーターとは？

認知症について正しく理解し、認知症のひとや家族を温かく見守り、支援する応援者です。養成講座の修了者には、「サポーターカード」を交付し、サポーターとしての認知をより高めます。

※宍粟市の認知症サポーター数
令和6年1月末現在:4,017人

認知症キャラバン・メイトとは？

養成講座の修了者には、「修了証」を交付し、登録番号を付与しています。認知症に関するより専門的な知識を持ち、認知症サポーター養成講座を企画・実施します。

※宍粟市の認知症キャラバン・メイト数
令和6年1月末現在:67人

講師

【認知症サポーター養成講座のプログラム】

- (1) 認知症サポーターとは
- (2) 認知症を理解する
 - 認知症とは
 - 早期発見・治療・予防
- (3) グループワーク
- (4) グループ発表
- (5) サポーターとしてできること

【認知症サポーターステップアップ講座のプログラム】

- (1) 認知症を理解する
- (2) 認知症予防について
 - 二重課題の実践(運動と課題)
- (3) 市の認知症に関する取り組み

<認知症サポーター養成講座開催実績>

開催回数: 14回

参加のべ人数: 285人

キャラバン・メイト従事のべ人数: 35人

	対象者	会場	開催回数	参加人数	キャラバン・メイト従事人数
1	モア繁盛	ゲストハウス繁盛校	1回	16人	2人
2	宍粟警察署員	宍粟警察署	4回	59人	11人
3	西兵庫信用金庫職員	西兵庫信用金庫本店	1回	19人	2人
4	波賀民生委員児童委員	メイプル福祉センター	1回	18人	2人
5	一宮北学園(一宮北中3年)	一宮北学園	1回	26人	2人
6	大歳町自治会	大歳町公民館	1回	19人	2人
7	千種小学校5年生	千種小学校	1回	17人	3人
8	神野小学校6年生	神野小学校	1回	28人	3人
9	地域住民	一宮市民協働センター	1回	32人	3人
10	はりま一宮小学校	はりま一宮小学校	1回	36人	3人
11	一宮北小学校4年生	一宮北小学校	1回	15人	2人

令和6年2月末現在

5 令和5年度認知症予防健診結果

令和2年度より特定健診を受けに来られた70～74歳の方を対象に、兵庫県版認知症チェックシートを実施しています。認知機能や社会生活に支障が出ている可能性が高い方に対しては、後日、個別に訪問し支援をしています。

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健診受診者数		1,225人	1,321人	1359	1,194
要精密判定者数		14人	10人	10人	7人
(再掲) 要精密 判定者 内訳	既医療	9人	7人	8人	6人
	受診勧奨	5人	3人	2人	1人
(再掲) 受診勧奨 結果	認知症 診断あり	MCI: 1人	アルツハイマー 型認知症: 1人	認知症: 2人	

宍粟市版

「エンディングノート」

無料で配布しています

～あなたが暮らしの中で、大切にしていることは何ですか～

人生のゴールに向けて準備する「**終活**」を、前向きに考えるきっかけとなるようご活用ください。

第1章 私のこれまで

終活を考えるにあたり、まずは自分に向き合う時間を持ちましょう。誕生からこれまでを思い出しながら、あなたの一度きりの人生を振り返ることで、終活を考えるための入口に立つことができます。

同時に、家族や周囲の人も「あなたの歩み」を知りたいと思っているかもしれません。これから共有する時間を、あなたはもちろん大切な人にとってもかけがえのないものとするために、まずはあなたをより深く理解してもらうことをこの冊子が手助けします。

出生について

誕生日	年 月 日
父 (氏名・どんな人だったか)	
母 (氏名・どんな人だったか)	
時代背景	
住んでいたところ	
こんな子どもだった	
幼い頃の思い出	

学生時代

得意科目	
好きだった本・映画・音楽	
思い出に残る出来事	
将来の夢	
夢中になったこと	

仕事のこと

経験した仕事	
この仕事に就いた理由・背景	
仕事をすることで大切にしたい価値・価値観	

自分史

自分のライフや学生を交差にするもの。書くことで自分自身への理解が深まります。あなたの生きた軌跡は大切な人の「心の教科書」になるかもしれません。

自分の人生を振り返る時間は、
未来の自分へのメッセージ

My Life

これまでの私から
これからの私へ
～大切な人に伝えたいこと～

宍粟市

Q エンディングノートはどこでもらえるの？

福祉相談課 (宍粟市役所 北庁舎1階)

一宮保健福祉課 (一宮市民協働センター「いちのぴあ」)

波賀保健福祉課 (波賀市民協働センター「はがてらす」)

千種保健福祉課 (エーガイヤちくさ)



【ご注意】「宍粟市版エンディングノート」の配布対象は、原則、宍粟市に在住・在勤の方に限ります。
なお、郵送はできかねますので、ご了承ください。



問合先 宍粟市 福祉相談課 (地域包括支援係)

☎ 0790-63-3167 / FAX 0790-63-3175

一人で決めることに支援が必要な人のその人らしい生き方と安心を支える「成年後見制度」

宍粟市市民後見人の活動について

～成年後見制度の担い手は、今後ますます必要に～

障がいがある人もない人も、誰もが尊厳ある自分らしい生活が続けられ、地域社会へ参加できることを支える「権利擁護支援」。そのニーズが高まり多様化している今、同じ地域に暮らす住人として、成年後見制度を利用している人と同じ目線で考え、相談し合える市民後見人の役割が今後ますます重要になっていきます。福祉相談課（地域包括支援センター）は、より多くの地域の皆さまにお力を貸していただけるよう、成年後見制度の担い手の育成と確保に向けた取り組みを行っています。

【用語説明】市民後見人とは、弁護士や司法書士、社会福祉士等の資格をもたない親族以外の市民による成年後見人。

市民後見人の活動と意義

市民後見人の役割は、人材不足を補うことではありません。同じ地域に暮らす住人として、ご本人と同じ目線で考え相談し合える、寄り添い型の支援を体現する活動です。ご本人にとって、最もふさわしい成年後見人等を増やすという考えで市民後見人を育成していくことが大切です。市民後見人の活動によって、ご本人が元気になり、活動する人も元気になり、地域が元気になっていく。これが市民後見人の活動の意義と思っています。

市民後見人の育成と支援

市民後見人として活動していただくためには、まず、「市民後見人養成講座」の研修を受講し、知識や技術などを習得していただく必要があります。福祉相談課（地域包括支援センター）では、市民後見人がスムーズな後見活動が継続できるよう、定期的な報告や相談を受けるなど、市民後見人をサポートしています。

宍粟市市民後見人バンク登録者数	10人	山崎(7人)、一宮(1人)、波賀(1人)、千種(1人)
後見活動が可能なバンク登録者数	8人	
活動中の市民後見人	4人	❖成年後見人として活動 3人 ❖日常生活自立支援事業 専門員 1人

活動中の市民後見人より

- ① 「自分の経験や知識を活かすことできて、やりがいを感じています。」
- ② 「人生の先輩である被後見人さんとの関わりから、多くことを学ばせてもらっています。」
- ③ 「後見活動を通じて、地域の福祉課題にも目が向くようになりました。」
- ④ 「活動の中で学んだことを、他の人にも広げていく活動もしていきたいです。」

【市担当者より】制度を必要とする人が年々増える中、成年後見制度の担い手として、地域福祉活動の担い手としても市民後見人は貴重な存在です。市民後見人は、身近な地域住民の立場で、きめ細やかに活動をしてくださっています。被後見人に寄り添いながら後見活動をされている市民後見人を見ると、そういう人をしっかりサポートし、また、新たな市民後見人を育成して活動できるようにつなげていくことが、私たちの役割だと感じています。



見守りセンサーで高齢者の安否確認 来月から社協と実証実験

<p>概 要</p>	<p>福祉機器の製造・販売を手がける株式会社テクノスジャパン（姫路市）の見守りセンサーを活用し、宍粟市社会福祉協議会と市が連携して一人暮らしの高齢者の安否確認を行う「見守りネットワークサービス実証実験」を2月から開始します。実証実験では、見守りセンサーを対象者の自宅に設置し、日常生活における行動に変わりがないかを超音波赤外線センサーでチェック。異常や変化を検知した場合には事前に登録してあるアドレスに電子メールで通知が入り、電話確認や自宅訪問により安否確認を行います。高齢化により一人暮らしの高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して暮らすための新たな見守りツールとして導入に向けた有用性を検証します。</p> <p>実験期間 2月1日～翌1月31日、その後の半年ほどで検証</p> <p>検知内容 対象者が長時間（8時間）検知されない場合の「異常」、対象者の検知回数が大きく変化した場合などの「変化」を安否確認が必要として検知</p> <p>安否確認の流れ（資料の概要図を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①センサーが異変を察知すると社会福祉協議会へ電子メールで通知 ②同協議会が対象者本人とその家族へ電話連絡し安否を確認。訪問の必要性などを市地域包括支援センターに電話などで連絡 ③訪問が必要な場合、同センターの職員が対象者宅を訪れ安否を確認 <p>実験対象 地域包括支援センターのケアマネジャーが担当している一人暮らしの高齢者（主に要支援1・2） 20人～30人</p> <p>その他 機器などのメンテナンスは株式会社テクノスジャパンが実施</p>			
<p>参考資料</p>	<p>見守りネットワークサービス・実証実験のご案内</p>			
<p>問合せ先</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 1921 715 1995"> <p>所属 福祉相談課</p> </td> <td data-bbox="715 1921 1059 1995"> <p>担当 名村 祐哉</p> </td> <td data-bbox="1059 1921 1383 1995"> <p>TEL 0790-63-3167</p> </td> </tr> </table>	<p>所属 福祉相談課</p>	<p>担当 名村 祐哉</p>	<p>TEL 0790-63-3167</p>
<p>所属 福祉相談課</p>	<p>担当 名村 祐哉</p>	<p>TEL 0790-63-3167</p>		

兵庫県宍粟市





新毎日

2月7日(水)
2024年(令和6年)

発行所：大阪市北区梅田3丁目4番5号
〒530-8251 電話(06)6345-1551
毎日新聞大阪本社

宍粟市

官民で高齢者見守り センサー活用、実証実験



実験で活用される見守りセンサー
＝テクノスジャパン提供

宍粟市は、市社会福祉協議会(社協)と連携し、独居高齢者の安否確認をする「見守りネットワークサービス」の実証実験を2月から始めた。福祉機器メーカー「テクノスジャパン」(姫路市)の見守りセンサーを活用し、主に介護保険で要支援1・2の認定を受けた65歳以上の20、30人を対象に有用性などを確認する。

センサーはトイレなど自宅内で頻繁に利用する場所に設置される。利用者を8時間感知しなかった場合、社協や登録家族らにメールで通知が届く。社協は利用者らに電話で安否を確認し、できなかった場合は市地域包括支援センターにも連絡が届く。社協などが対応するのは平日の日中のみだが、家族らはいつでもスマートフォン

から確認可能。夜間・早朝に動きが多い場合などにもメールが届く。宍粟市の高齢化率は37・4%(2023年12月末時点)で、高齢者の1人暮らし世帯は1514世帯(24年1月18日時点)と全世帯の約10%を占める。市はこれまで、地域住民同士の連携に加え、郵便局や新聞販売店に安否確認の協力

依頼をするなど対策を進めてきた。しかし「今まで見守る側だった人も見守られる側になりつつある」(市担当者)状況が進んでいる。

実験は25年1月末まで。本格導入に向け、センサーが異常を検知する度合いや社協職員の業務負担の程度などを確かめる。市の担当者は「困っている人がきちんとSOSを出せるよう、どんなシステムが最適なかを検証したい」と話している。

【喜田奈那】

紙面編集 徳田 絵里子

【宍粟市】 見守りネットワークサービス・実証試験のご案内

宍粟市 健康福祉部 福祉相談課

1. 目的と概要

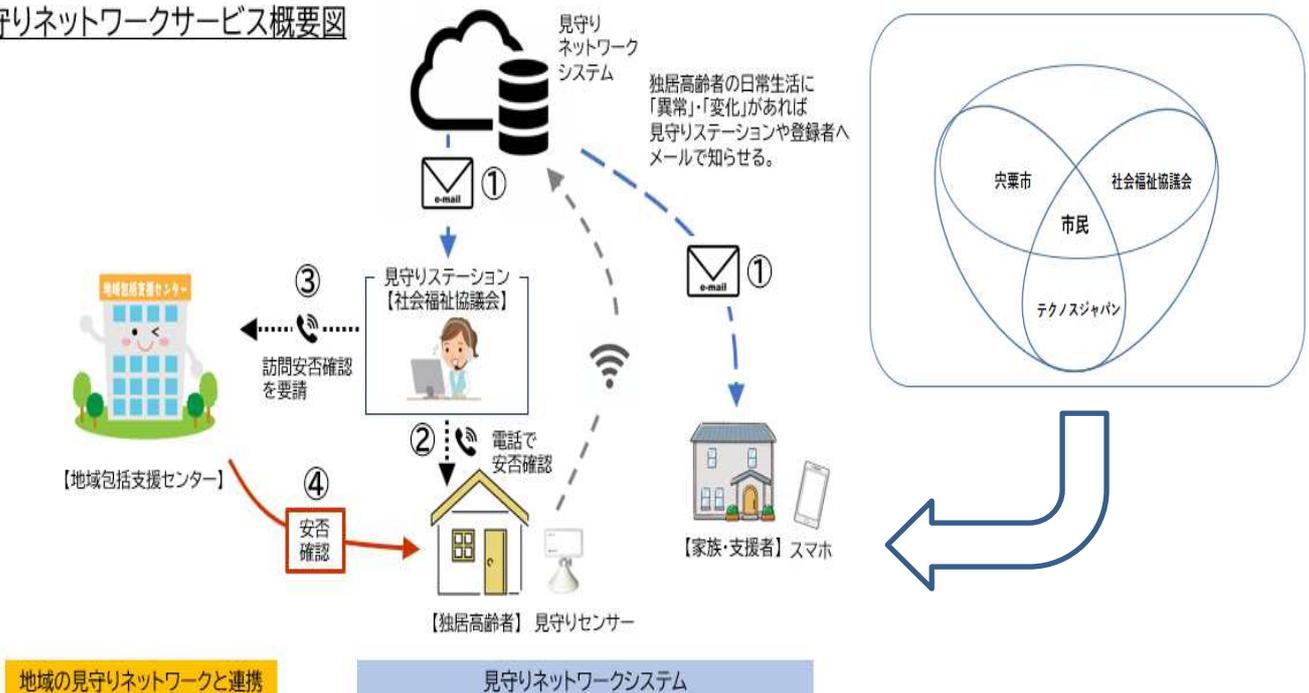
宍粟市においても高齢化が進み、独居の高齢者が増えています。

そこで、一人暮らしの高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らせるように、新たな見守り支援策として「見守りネットワークサービス」実証試験に取り組むことにしました。

■「見守りネットワークサービス」とは

- ①独居で介護支援が必要な高齢者を対象とします。
- ②見守りセンサーで、高齢者の日常生活の「異常」や「変化」を察知する。
- ③察知した情報を基に地域包括支援センター・社会福祉協議会及び地域の見守りネットワークと連携して対応します。

見守りネットワークサービス概要図



※見守りセンサー及びネットワークシステムとそのサポートは、株式会社テクノスジャパンが担当します。

■ 実証試験とは

- ① 実証期間：1年間
- ② 「見守りネットワークサービス」が利用者（独居高齢者）やその家族の安心につながる有効なサービスか、地域の見守りネットワークと連携し、宍粟市の将来に向けた対策として有用なものかを実証試験で判断することを目的としています。

2. 「見守りネットワークサービス」実証試験ご利用要件について

- ① サービス稼働日時：平日8:30～17:00

（土日祝及び市・社会福祉協議会の休業日を除く）

- ② サービス利用料金：無料（実証試験の1年間とする）

- ③ 見守りセンサー故障や通信障害について

センサー破損・故障や通信障害が発生した場合は、株式会社テクノスジャパンがサポートとしてセンサー交換及び通信サービス復旧を行います。交換・復旧までの間は実証試験

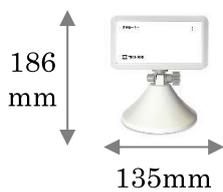
のサービスが停止します。センサーの破損や故障を発見した場合は速やかに「参加同意書」記載の連絡先までご連絡ください。

- ④免責事項：「見守りネットワークサービス」は利用者の日常生活行動の有無を知ることを目的としており、利用者の安全対策のサービスではありません。
よって、利用者の心身トラブルや事故に関する責任は負いません。

3. 「見守りネットワークサービス」の機能

<利用者・ご本人へ>

－独居・高齢者宅－



【見守りセンサー】

センサーは利用者が日常生活する導線（室内）に設置します。

※設置は専門業者が行います。
※AC電源が必要。（30円/月程度の電気代がかかります。）

■こんな場合に見守ります。

見守りセンサーが長時間（8時間）利用者の動きを検知しなかった場合
（体調不良等、何かの理由で日常生活行動に支障があることが想定されます。）

- ①「宍粟市・見守りステーション」から利用者に電話連絡で安否確認します。
- ②電話連絡で安否確認できなかった場合地域包括支援センターのスタッフ等が家を訪ねて安否確認します。

<ご家族へ>

【見守りセンサーとアラームについて】

①【異常】アラーム

見守りセンサーが長時間（8時間）利用者の動きを検知しなかった場合

「見守りステーション」及び登録先（家族等）へメールで「異常」を通知します。
通知を受けて、「見守りステーション」が手順に沿って利用者の安否確認を行います。
※初期設定時にメール送信先（3カ所以内）を登録します。

②【変化①】アラーム

夜間（就寝時間帯）に頻回検知した場合

【変化②】アラーム

1週間の検知回数が先月と比べて極端に増減した場合

登録先（家族等）および「見守りステーション」へメールで「変化」を通知します。
※生活行動はできているので「見守りステーション」による安否確認は行いません。
※家族等により状態を確認してください。

③【安心メール】

見守りセンサーが条件内で利用者の行動を検知している場合

毎朝（7：00）登録先へ「安心メール」を送信します。